

1 基本的な考え方

「犯罪被害者等支援に関する指針」における「犯罪被害者等」とは、愛知県犯罪被害者等支援条例第2条第2項に規定される定義のとおり、犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいい、加害者の別、被害を受けることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴及び解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等の被害を受けた場所等による限定は一切付されていない。当然ながら、個々の施策の対象となる者については、施策ごとに適切に設定されるべきものである。

犯罪被害者等支援における予算・人的資源は限られるものであることから、施策の実現に向けては対象になる犯罪被害者等が広いものから取組を進めていく。

2 指針の目指す姿

愛知県犯罪被害者等支援条例の目的である、以下①、②を目指す。

- ①「犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図ること」
- ②「犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与すること」

3 重点課題

- ア 犯罪被害者等に支援の入口が認知されていないこと
- イ 明確な支援フローが確立されていないこと
- ウ 犯罪被害者等の置かれた立場や支援ニーズが多岐にわたること
- エ 犯罪被害者等支援に関して十分に県民の理解や意識の醸成ができていないこと

<重点課題設定の考え方>

①「犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図ること」の実現に向けては、条例第3条2項のとおり、「犯罪被害者等が社会において孤立することなく、安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援を公正かつ迅速に途切れることなく提供すること」が求められる。しかしながら、愛知県犯罪被害者等支援条例の検討過程いただいた意見として、以下が挙げられるように、総合的対応窓口が設置されているにも関わらず、犯罪被害者等や県民からの認知が不十分であり、また、総合的対応窓口からワンストップでの支援に繋げていくことを求められているのに対し、現状では、その体制・手続が定まっていないことから、「犯罪被害者等に支援の入口が認知されていないこと」、「明確な支援フローが確立されていないこと」を重点課題ア、イとして設定する。

<参考資料2より抜粋>

- ・総合的対応窓口は県民相談・情報センターとのことだが、県民情報・相談センターという名称では犯罪被害者等支援に関係するものだと一見して分からないため、条例制定後、新たに被害者支援に関する総合窓口を設置すべきではないか。
- ・明確な窓口自体は、県としては実際に用意している。ただ、実際に支援を受けようとしている人には分からない状況である。設置する、設置しないという問題とは別で、110番通報とか119番通報みたいな、それくらいのイメージで、被害に遭ったら直ぐに連絡できて、対応が始まるというような具体的な取組方での実現をしていくことであると思う。

- ・窓口はというと、担当する方がきちんと能力がないことで、助けを求めたのにそこで助けを受けられず、二次被害的なものが生じてくるということもある。
- ・総合支援窓口を設置して、そこに犯罪被害者支援に専従する職員（支援員）を配置してそのための人材育成を行っていただきたい。
- ・本庁舎だけでなく、三河地域にも相談窓口の開設をお願いする。
- ・一箇所の窓口ですべての支援へのアクセスが可能になるような総合的なワンストップ窓口の設置を要望する。
- ・民間支援団体へも、被害者支援団体へも、ともに被害者支援を盛り上げていくという意味で十分な予算を取っていただきたい。
- ・支援者が安心して支援を行うことができるためには、安定的な運営が大変重要であるため、その点への支援を要望。

また、支援の内容等への意見として以下が挙げられる。「1 基本的な考え方」に記載したように、犯罪被害者等の対象は幅広く、求められる支援についても犯罪被害者等の置かれた状況により異なってくるため、「犯罪被害者等の置かれた立場や支援ニーズが多岐にわたること」を重点課題ウとして設定する。しかしながら、予算・人的資源が限られる中、犯罪被害者等が抱える支援ニーズの全てには応えることができないことは明らかであり、その意味で、応えることができない支援ニーズを抱える犯罪被害者等に対しては、二次被害を生ぜさせないよう留意する必要がある。

<参考資料2より抜粋>

- ・安心して寝られることが大切で、それが脅かされると回復が遅れ、状況がより悪くなるので居住の安定が大事である。しかし、転居費用が払えないことで転居を断念する被害者も多く見えるため、転居費用の支援が必要だと考える。
- ・補助制度の中で弁護士費用に充てて下さい、支援しますということが明記されることで、犯罪被害者等が直面している困難を県民に理解されるという側面もあると考える。
- ・犯罪被害者等見舞金は、60万円と高額であることはありがたいが、生活にとって必要な金額というのは、物価の上昇等により変わってくるため、金額が十分かということは、経済状況に合わせて見直していただきたい。
- ・被害者側が犯罪の被害により長く後遺症が残った場合は通常診療と同様の扱いで自己負担をさせられることがないよう、県が国と連携して体制を作っていただきたい。
- ・法律相談費用が出る、ということであれば、そのように躊躇することなく法律相談をすることができるようになる。また、転居費用を支援することができるとうい。
- ・犯罪被害者の日常生活の手助けとなるよう、福祉の観点（介護、子育て）で、既存の福祉制度が採用できるように、利用対象者を犯罪被害者等に拡大されることを望む。

次に、②「犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与すること」の実現に向けては、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者等支援について県民からの理解が必要となる。しかしながら、愛知県犯罪被害者等支援条例の検討過程における意見として、以下が挙げられていることに加え、条例の周知広報についても施行後着手したところであることから、「犯罪被害者等支援に関して十分に県民の理解や意識の醸成ができていないこと」が重点課題エとして設定する。

<参考資料2より抜粋>

- ・二次被害には、犯罪の様態それぞれに固有のものがあるため、広報・啓発を企画するにあたっては、当事者の方々の意見やアイデアを必ず取り入れて実施していただくことを要望する。
- ・被害者支援条例があることを、すべての県民が「誰でも知っている」よう、また、「どこに窓口があるのか」、分かりやすく広く広報啓発をして欲しい。